平成２２年（フ）第４１号
岡山県真庭市湯原温泉157番地１
破産者　株式会社マイタウンプランニング
１　決定年月日　平成22年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第４２６号
山口県下関市楠乃１丁目2099番１号
破産者　株式会社西菱
１　決定年月日　平成22年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第２０５号
香川県高松市木太町3396番地11
破産者　株式会社溝渕工務店
１　決定年月日　平成22年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１９３号
香川県高松市丸亀町１番地の６
破産者　有限会社中川時計店
１　決定年月日　平成22年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１１号
香川県仲多度郡まんのう町公文549番地１
破産者　有限会社サン商会
１　決定年月日　平成22年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第１５２号
福岡県大牟田市三里町３丁目５番地の18
破産者　有限会社ヤナギ屋
１　決定年月日　平成22年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第１２５号
沖縄県那覇市松尾１丁目２番13号
破産者　有限会社ライズアンドシャインカンパニー
１　決定年月日　平成22年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第７６号
長崎県佐世保市松原町５番地３　グリーンヒル松原203号
破産者　伊東　光弘
１　決定年月日　平成22年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第２００号
群馬県佐波郡玉村町大字角渕5389番地２
破産者　久保田貴子
１　決定年月日　平成22年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第２７６号
群馬県伊勢崎市山王町1511番地
破産者　村上　　亘
１　決定年月日　平成22年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第２７７号
群馬県伊勢崎市山王町1511番地
破産者　村上　久子
１　決定年月日　平成22年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第２５８号
千葉県旭市三川3837番地１
破産者　鈴木　高郎
１　決定年月日　平成22年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第２５９号
千葉県旭市三川3837番地１
破産者　鈴木　栄子
１　決定年月日　平成22年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第２５号
千葉県旭市ニの1203番地１　シャンドフルールⅠ―102
破産者　市川　　誠
１　決定年月日　平成22年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第６１号
千葉県旭市琴田2842番地３　戸村アパート３号、開始決定時の住所千葉県旭市見広1543番地３
破産者　井ノ口友作
１　決定年月日　平成22年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第１４５７号
札幌市白石区栄通17丁目７番１号　コーポ広瀬
破産者　富塚　誓子
１　決定年月日　平成22年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８５７号
仙台市青葉区国見ケ丘５丁目43番50号　スカーラヒルズ仙台テラスW2110
破産者　伊藤　覚美
１　決定年月日　平成22年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２２５号
川崎市宮前区宮崎２丁目７番地43　エスティ宮崎台301
破産者　平川　誠一
１　決定年月日　平成22年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２６号
川崎市宮前区宮崎２丁目７番地43　エスティ宮崎台301
破産者　平川　章子
１　決定年月日　平成22年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５号
静岡県浜松市西区入野町4904番地の９　ハーベストヒルズ403号
破産者　牧野　哲郎
１　決定年月日　平成22年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係